居宅介護支援、重度訪問介護重要事項説明書

< 2 0 2 5 年 1 0 月 1 日現在>

1 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社Life youth			
代表者名	代表取締役 澤田敦子			
	(所在地) 京都市伏見区竹田段川原町190			
所在地・連絡先	(電話) 075-634-8335			
	(FAX) 0 7 5 - 6 3 4 - 8 3 3 4			

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	らいふ長岡天神		
	(所在地) 京都府長岡京市奥海印寺岡本3-9		
所在地・連絡先	(電話) 075-959-2355		
	(FAX) 0 7 5 - 9 5 9 - 2 3 5 4		
事業所番号	2613000880		
管理者の氏名 藤 井 恵 理			

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分	分	常勤換算後	職務の内容
风 宋 日 0 万 成 (宝	(人)	常勤(人)	非常勤(人)	の人数(人)	JBY 172 65 L 1 4E.
管 理 者	1	1		1	管理業務
サービス提供責任者	4	4		1. 5	居宅介護計画作成など
介護支援専門員	8	1	7	3	指定居宅介護の提供
事務職員等					事務作業全般

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	長岡京市、向日市、大山崎町、京都市伏見区(久我、
	羽束師)、京都市西京区(洛西※9号線まで)

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月~土	9:00~17:00

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日
--------	------------------------

サービス提供日:365日 サービス提供時間:7:00~22:00 ※サービス提供時間外でも、ご希望があれば、対応いたします。

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ給付管理業務

4 費用

(1) 利用料

【居宅介護サービス】

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価 :10.60円)

		単位数	金額	利用者負担額
	30 分未満	256 単位	2,714 円	271 円
	30 分以上 1 時間未満	404 単位	4,282円	428 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位	6,222 円	622 円
居宅における	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位	7,091円	709 円
身体介護	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位	7,992円	799 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位	8,872円	887 円
	3 時間以上	921 単位 30 分増すご とに+83 単位	9,762円 30分増すごと に+880円	976円 30分増すごと に+88円

		単位数	金額	利用者負担額
	30 分未満	106 単位	1,124 円	112 円
	30 分以上 45 分未満	153 単位	1,622 円	162 円
	45 分以上 1 時間未満	197 単位	2,088円	208 円
家事援助	1 時間以上 1 時間 15 分未満	239 単位	2,533 円	253 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275 単位	2,915円	294 円
	1 時間 30 分以上	311 単位 15 分増すご とに+35 単位	3,328円 15分増すご とに+371円	332円 15分増すごと に+37円
	30 分未満	256 単位	2,714 円	271 円
	30 分以上 1 時間未満	404 単位	4,282 円	428 円
通院等介助	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587 単位	6,222 円	622 円
(身体介護伴 う場合)	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669 単位	7,091円	709 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754 単位	7,992 円	799 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837 単位	8,872円	887 円

•加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算	200単位	2,120円/月	212円/月
利用者負担上限額	1.5.0.光伏	1 5000/0	1500/0
管理加算(月1回を限度)	150単位	1,590円/回	159円/回
福祉専門職員等連携加算	F 4 C 光片	5 700E/E	5.7.0 M / FI
(90日の間、3回を限度)	5 4 6 単位	5,788円/回	578円/回

介護職員等処遇改善加算 人材確保・定着のため、介護職員等の処遇改善を行うために いただく費用です。

•	介護職員等処遇改善加算	(I)	245/1000
•	介護職員等処遇改善加算	(II)	224/1000
•	介護職員等処遇改善加算	(III)	182/1000
	介護職員等処遇改善加算	(IV)	145/1000

特定事業所加算 介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所が評価されることによりいただく費用です。

・特定事業所加算(I): 所定単位数×20/・特定事業所加算(I): 所定単位数×10/・特定事業所加算(IV): 所定単位数×3/・特定事業所加算(IV): 所定単位数×3/

【重度訪問サービス】

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価 :10.60円)

7 円
l 円
)円
5 円
3 円
) 円
) 円
すごと
91 円
95 円
すごと
91 円
15円
すごと
37 円
)4 円 すごと
9 こ 2 日
31 円
すごと
36 円

•加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	
初回加算	200単位	2,120円/月	2 1 2円/月	
利用者負担上限額	1.5.0.光伏	1 5000/6	159円/回	
管理加算(月1回を限度)	150単位	1,590円/回	1 5 9円/回	
福祉専門職員等連携加算	5 4 C \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	5 5000 / 1	5.7.0 11.7	
(90日の間、3回を限度)	5 4 6 単位	5,788円/回	579円/回	

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は,通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

通常の実施地域を越えてから、片道1キロ毎	100円
----------------------	------

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに以下の方法によりお支払いください。

なお、入金確認 (お支払い)後、領収証を発行します。

支払い方法	銀行振込
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都銀行九条支店(171) 普通預金口座(口座番号 4393665) 口座名義 カ)ライフユース

5 事業所の目的と運営方針

指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護、移動支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ

及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに 生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行いま す。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 藤井恵理
	ご利用時間 9:00~17:00
	ご利用方法 電話 (075-959-2355)
	苦情箱 (事業所入口に設置)
長岡京市障害福祉課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00
	電話番号: 075-955-9549
向日市障がい者支援課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:15
	電話番号: 075-874-3593
大山崎町障がい福祉課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00
	電話番号: 075-956-2101
西京区役所洛西支所保健福祉センター	受付時間:月曜日~金曜日9:00~17:00
健康福祉部障害保健福祉課	電話番号: 0 7 5 - 3 3 2 - 9 2 7 5
伏見区役所保健福祉センター	受付時間:月曜日~金曜日9:00~17:00
健康福祉部障害保健福祉課	電話番号: 075-611-2392
京都府福祉サービス運営適正化	受付時間:月曜日~金曜日9:00~17:00
委員会	電話番号: 075-252-2152

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病 院 名	
	及び	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先(家族等)	氏 名 (続柄)	()
	住所		
	電 話 番 号		

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

居宅介護支援等の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日: 年 月 日

事業者 住 所

事業者(法人)名 株式会社 Life youth 事 業 所 名 らいふ長岡天神 (事業所番号) 2613000880

代表者名 代表取締役 澤田敦子

説明者 職名

氏 名 印

印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所

氏 名 印

(署名・法定)代理人 住 所

氏 名 印

(利用者との関係:)